

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

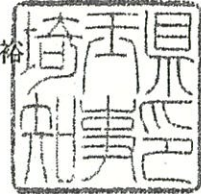
住 所 神奈川県横浜市鶴見区弁天町 3 番地 1

氏 名 J & T 環境株式会社

代表取締役 長谷場 洋之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 4 第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 7年 4月10日

許可の有効年月日 令和 12年 4月 9日

1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を除く。）
(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類
廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）
廃酸（ $pH2.0$ 以下のものに限る。）
廃アルカリ（ $pH12.5$ 以上のものに限る。）
廃ポリ塩化ビフェニル等
ポリ塩化ビフェニル汚染物
廃石棉等
廃油（※）
汚泥（※）
廃酸（※）
廃アルカリ（※）
以上 10 種類

※（※）の品目については、特定有害産業廃棄物に限り、含まれる有害物質については裏面のとおりとし、当該廃棄物を処分するために処理したものを含む。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし3. 許可の条件
特になし

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成12年 4月10日	指令環第11-366号	新規許可
平成28年 3月22日	指令産廃第11-23号	変更許可
平成30年 4月19日	指令産廃第11-24号	変更許可（2種類の限定の解除）
令和 6年 4月15日	—	変更届（代表者）
令和 7年 4月10日	指令産廃第12-109号	更新許可

5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第 10 条の 12 第 2 項の規定による許可証の提出の有無 有

WEBダウンロード版

令和 7年 4月10日

指令産廃第12-109号

2 / 2

許可番号 01152004313

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。(表中の「○」は取り扱うことができるもの、「●」は積替え保管できるもの、「-」は扱うことができないものを示す。)

有害物質	廃棄物名	指定下水汚泥	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物		—	—	—	—	—	○	○	○
カドミウム又はその化合物		—	—	—	—	—	○	○	○
鉛又はその化合物		—	—	—	—	—	○	○	○
有機磷化合物		—	—	—	—	—	○	○	○
六価クロム化合物		—	—	—	—	—	○	○	○
砒素又はその化合物		—	—	—	—	—	○	○	○
シアン化合物		—	—	—	—	—	○	○	○
ポリ塩化ビフェニル		—	—	—	—	—	—	—	—
トリクロロエチレン		—	—	—	—	○	○	○	○
テトラクロロエチレン		—	—	—	—	○	○	○	○
ジクロロメタン		—	—	—	—	○	○	○	○
四塩化炭素		—	—	—	—	○	○	○	○
1,2-ジクロロエタン		—	—	—	—	○	○	○	○
1,1-ジクロロエチレン		—	—	—	—	○	○	○	○
シス-1,2-ジクロロエチレン		—	—	—	—	○	○	○	○
1,1,1-トリクロロエタン		—	—	—	—	○	○	○	○
1,1,2-トリクロロエタン		—	—	—	—	○	○	○	○
1,3-ジクロロプロペン		—	—	—	—	○	○	○	○
チウラム		—	—	—	—	—	○	○	○
シマジン		—	—	—	—	—	○	○	○
チオベンカルブ		—	—	—	—	—	○	○	○
ベンゼン		—	—	—	—	○	○	○	○
セレン又はその化合物		—	—	—	—	—	○	○	○
1,4-ジオキサン		—	—	—	—	—	○	○	○
ダイオキシン類		—	—	—	—	—	—	—	—

(以下余白)